

「アガルトの司法試験・予備試験 実況論文講義 民法」訂正

本書に以下の誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

頁・行番号	誤	正
16頁 下から7行目	当たり，取消し主張できないのが原則である。	当たり，取消し主張をできないのが原則である。
23頁 7行目	り（116条本文），認められない	り（116条1項），認められない
28頁 5行目	Bの追認（116条本文）が	Bの追認（116条1項）が
85頁 第1の2	B銀行の差押えに先立つ。	B銀行の物上代位権行使としての「差押え」に先立つ。
85頁 第2の1の2 段落目	そこで，このような場合でもなお，抵当権に基づく物上代位権を行使し得るのか，債権譲渡が「払渡し又は引渡し」に含まれるのか問題となる。	債権譲渡が「払渡し又は引渡し」に含まれるとすれば，その「前に差押え」をすることができなくなるから，抵当権に基づく物上代位権を行使し得ない。では，債権譲渡は「払渡し又は引渡し」に含まれるのか。
104頁 3行目	履行不能の要件は満たされません。	履行不能（412条の2第1項）の要件は満たされます。
106頁 8行目	履行不能に陥っている。	履行不能に陥っている（412条の2第1項）。
116頁 第1の1の4 ～5行目	その不履行はいまだなく，Bは代金債務の不履行を原因とした解除（541条）はできない。	その不履行はいまだ認められず，Bは代金債務の不履行を原因とした解除（541条）をすることはできない。
116頁 第1の2(2)の 2～3行目	しかし，これは，債権者に債務不履行責任を発生させるものではない。	しかし，これは，債権者に当然に受領義務を発生させるものではない。

144頁 2の(4)の3段落目の2行目	た場合には、いずれの譲受人も <b>債務者に請求し得る</b> が、	た場合には、いずれの譲受人も <b>債権を行使しうる</b> が、
144頁 2の(4)の4段落目の3～4行目	をしていないのだから、CはAに対して <b>債権者たる地位を主張</b> し得る。	をしていないのだから、CはAに対して <b>債権を行使</b> し得る。
172頁 「3 解除」 3行目	といえる場合には、	といえない場合には、
182頁 12行目	(542条1項 <b>2号</b> )	(542条1項 <b>3号</b> )
183頁 下から11行目	⑤甲土地の面積の15分の1 <b>程度</b> の	⑤甲土地の面積の15分の1 <b>以下</b> の
186頁 第2の2(1)の 3行目	土地の面積の <b>10</b> 分の1以下にすぎず、	土地の面積の <b>15</b> 分の1以下にすぎず、
194頁 第2の2(1)の 2行目	ら、物上代位による差押え後に発生 <b>している</b> 。	ら、 <b>Z</b> による物上代位による差押え後に発生 <b>することになる</b> 。
201頁 14行目	(借地借家31条 <b>1項</b> )	(借地借家31条)
203頁 第2の1(1)の 2行目	Yの賃借権には対抗力あり (借借31 <b>I</b> )	Yの賃借権には対抗力あり (借借31)
204頁 第2の1(1)の 2行目	対抗力ある賃借権(借地借家法31条 <b>1項</b> )を	対抗力ある賃借権(借地借家法31条)を

(2019年12月20日 初版第1刷発行)